

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

様

申請者住所  
氏 名  
(団体代表者氏名)

令和8年度北栄町ジャンボタニシ防除対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和8年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

北栄町ジャンボタニシ防除対策事業費補助金

交付申請額 円

添付書類

- 1 事業報告書及び収支決算書(別記様式)
- 2 事業箇所の位置図
- 3 事業費が確認できる資料(領収書、請求書、秋耕うん事業については写真等)
- 4 作業日誌

別記様式(第4条関係)

令和8年度北栄町ジャンボタニシ防除対策事業実績報告書及び収支決算書

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

事業内容	実施ほ場	対象面積(a)	備考
農薬散布			
水口ネット			
秋耕うん			

3 経費の配分及び負担区分

総事業費	負担区分		備考
	町補助金	その他	
円	円	円	

4 収支決算

(1)収入の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引		備考
			増	減	
町補助金	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	差引		備考
			増	減	
農薬散布	円	円	円	円	
水口ネット	円	円	円	円	
秋耕うん	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

5 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 他の補助金の活用の有無 ( 有 ・ 無 )

「有」の場合は以下の欄に補助事業名、所管部署名を記入してください。

--

令和8年度 ジャンボタニシ防除対策事業作業日誌

※この作業日誌様式は、参考例になります。

(組織名： )

	実施日	実施ほ場	数量・面積	備考
水口ネット設置	月 日～ 月 日			
農薬散布	月 日～ 月 日			
秋耕うん	月 日～ 月 日			

※数量・面積についてもご記入ください。

## ○北栄町ジャンボタニシ防除対策事業費補助金交付要綱

令和2年10月9日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)の規定に基づき、北栄町ジャンボタニシ防除対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ジャンボタニシ防除対策事業に要する費用の一部を補助することにより、ジャンボタニシによる水稻被害の防止に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が同表第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を同表第3欄に掲げる地区のほ場において事業実施する場合に、同表第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)に同表第5欄に定める率を乗じて得た額以内を予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第4条 補助事業者は、北栄町ジャンボタニシ防除対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に別記様式を添付して町長に提出しなければならない。

2 規則第20条の実績報告は、様式第1号の提出をもってこれに代える。

3 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(着手届及び完了届)

第5条 本補助事業に係る着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業者	2 補助事業	3 補助対象地区	4 補助対象経費	5 補助率
町内に住所を有する農業者、農業者団体、法人	食害防止事業	ジャンボタニシが生息している地区	農薬散布及び水口ネット設置に係る経費	1 / 4
	生息範囲拡大防止事業 ※令和11年3月31日限りの事業とする。	ジャンボタニシの拡大が懸念される地区 ①北栄町内（土下、北尾、弓原、下神、松神、曲、西園、東園、六尾、瀬戸、原、大島、西穂波） ②倉吉市、湯梨浜町において秋耕うんの補助対象となっている地区。（ただし他市町で補助金申請したほ場については対象外とする。） ③その他町長が必要と認める地区	ジャンボタニシ防除対策のためにほ場において実施した秋耕うん(収穫後から、概ね1月末までに実施する耕うん)面積10aにつき450円	10 / 10